

○宮崎大学農学部専門科目の受講及び成績評価に関する細則

〔 令和 2 年 12 月 15 日  
制 定 〕

改正 令和 3 年 5 月 18 日 令和 6 年 1 月 30 日  
令和 6 年 10 月 15 日 令和 7 年 2 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、宮崎大学農学部規程第 7 条に基づき、宮崎大学農学部における学部共通科目・専門基盤科目・専門科目（以下「専門科目」という。）の受講及び成績評価に関し、必要な事項を定める。

(単位修得及び履修の認定)

第 2 条 授業科目の単位修得及び履修の認定は、試験、レポート等に基づき授業担当教員が行うものとする。

(受講科目登録)

第 3 条 農学部所定の専門科目を受講するときには、受講科目を所定の手続きにより別に定める期日までに登録しなければならない。

- 2 科目登録は、原則として半期 25 単位を上限とする。ただし、卒業研究、卒業研修、集中講義科目、教職及び学芸員等の資格・免許取得に関連する科目は含まない。
- 3 前項の規定にかかわらず、直近の学期の GPA が 3.0 を超える成績優秀者については、半期 30 単位を上限とすることができます。
- 4 教育上の配慮が必要な者については、教務委員会の議を経て、第 2 項の上限の適用を除外することができる。

(他学部の受講)

第 4 条 他学部の専門科目を受講するときは、所定の受講願を講義開始時までに教務・学生支援係に提出し、当該学部長の許可を得なければならない。

(成績評価を受ける資格)

第 5 条 各授業科目について所定時間数の 75% 以上出席していなければ成績評価を受ける資格を得ることができない。

- 2 各授業科目の受講に当たり、遅刻又は早退のあるときは、3 回の遅刻又は早退をもって 1 回の欠席としてみなす。

(特別欠席の取扱)

第 6 条 次の理由により欠席した者は、所定の特別欠席願を教務・学生支援係に提出し、欠席する授業の担当教員に特別欠席を願い出ることができる。授業担当教員は、原則として、欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

- (1) 忌引  
父母及び配偶者にあっては 7 日、子にあっては 5 日、祖父母及び兄弟姉妹にあっては 3 日とする。
- (2) 天災  
学部長が必要と認める日・時間
- (3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。  
医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4 週間以上の長期にわたる場合を除く。
- (4) 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式の派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。  
ただし、期間及び回数について制限する場合がある。
- (5) その他やむを得ない事情があると教務委員会が認めたとき。ただし、事前に特別欠席願の提出が可能なものについては、事前提出がなされなかった場合は特別欠席を認めない。

### (成績評価の方法)

第7条 授業科目を履修した学生に対しては、クオーター制については各期の最終回に、2学期制については、学修評価期間に試験を実施する（定期試験）ことができるものとする。ただし、試験を実施する場合は、事前にシラバスに明記し学生に周知するものとする。なお合否は、試験終了後2週間以内にWeb上で発表する。

### (追試験)

第8条 成績評価を受ける資格を有し、第6条に掲げる理由により学修評価期間における試験を受験できなかった者は、授業担当教員が認めた場合に、追試験を1回限り受けることができる。

2 追試験は、学修評価期間終了後3週間以内（卒業期にある学生の後学期学習評価期間に限っては1週間以内）に、授業担当教員が適宜実施するものとし、受験を希望する者は、追試験届を学修評価期間終了後10日以内（卒業期にある学生の後学期学習評価期間に限っては3日以内）に教務・学生支援係に提出しなければならない。

3 クオーター制で実施されている科目については、学修評価期間を、各期の最終回と読み替える。

### (再試験)

第9条 学修評価期間における試験及び追試験で不合格の者は、授業担当教員に願い出て授業担当教員が認めた場合に、再試験を受けることができる。

2 再試験は、前学期は9月下旬までに、後学期は3月上旬までに公示のうえ実施する。

3 再試験の合否発表は、試験終了後1週間以内にWeb上で発表する。

4 再試験の評価は、60点を上限とし、59点以下を不合格とする。

5 クオーター制で実施されている科目については、学修評価期間を、各期の最終回と読み替える。

### (単位の認定及び成績評価基準)

第10条 単位の認定は、授業担当教員の評点をもって行う。

2 標準成績評価基準は、次の標語と評点により、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

秀：評点90点以上（到達目標を特に優秀な水準で達成している。）

優：評点80～89点（到達目標を優秀な水準で達成している。）

良：評点70～79点（到達目標を良好に達成している。）

可：評点60～69点（到達目標の必要最低限は達成している。）

不可：評点60点未満（到達目標の必要最低限を達成していない。）

### (成績評価に対する申立て)

第11条 成績評価を受けた者で、成績評価に異議がある場合には、原則として学期末までに教務・学生支援係を通じて副学部長（教務担当）に申立てをすることができる。詳細については別に定める。

### (不正行為)

第12条 成績評価に係る試験等で不正行為をした者は、宮崎大学学務規則並びに宮崎大学学生の懲戒に関する基準及び試験等における不正行為の取扱いに関する申合せにより懲戒され、当該科目及び当該学期の科目の成績については認定されない場合がある。

### (獣医学科生の進級要件及び原級留置となった場合の取扱い)

第13条 獣医学科生の進級要件及び原級留置となった場合の取扱いは、別表第1のとおりとする。

### (雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、専門科目の受講及び成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この細則は、令和2年12月15日から施行する。

### 附 則

この細則は、令和3年5月18日から施行する。

### 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

### 獣医学科生の進級要件

学年	進級判定基準
3年	教養教育科目及び獣医学科専門科目教育課程表に定められた3年次までに配当された必修科目（講義・実験・実習・演習）について全ての単位を修得すること。
4年	教養教育科目及び獣医学科専門科目教育課程表に定められた4年次までに配当された必修科目（講義・実験・実習・演習）について全ての単位を修得すること。

### 備 考（第13条関係）

- 各学年の進級要件を満たさなかった場合は、原級に留まり、進級に必要な科目を修得するものとする。